付録第十九号書式（第六十四条関係）

第一　催告書

何何につき届出（申請）をすべきところ、まだその手続がありませんから、何月何日までに右届出（申請）をするよう、戸籍法第四十四条第一項（第四十四条第一項及び第百十七条）により催告します。

なお、右期間内にその手続をしないときは、同法第百三十六条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

平成何年何月何日

何市町村長氏名　印職

本籍（所在）

氏　名　殿

第二　追完催告書

平成何年何月何日何何の届出（申請）は、何何の不備があるため、戸籍の記載をすることができませんから、何月何日までに追完をするよう、戸籍法第四十五条（第四十五条及び第百十七条）により催告します。

なお、右期間内に追完の手続をしないときは、同法第百三十五条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

平成何年何月何日

何市町村長氏名　印職

本籍（所在）

氏　名　殿

第三　催告書（第二回以降）

何年何月何日付けで何月何日までに何何届（申請又は追完）をするよう催告しましたが、まだその手続がありませんから、何月何日までに右届出（申請又は追完）をするよう、戸籍法第四十四条第二項（第四十四条第二項及び第百十七条又は第四十五条）により更に催告します。

なお、右期間内にその手続をしないときは、同法第百三十六条により過料に処せられることがありますから、念のため注意します。

平成何年何月何日

何市町村長氏名　印職

本籍（所在）

氏　名　殿